資料3

参考資料

目　次

第１章．災害時を中心とした放送の役割

第２章．放送の強靱化に関する現状と課題

１．ラジオネットワーク

２．民間ラジオ事業者の経営

３．自治体と放送事業者の連携

４．ラジオと他メディアとの連携

第３章　海外の状況

第１章　災害時を中心とした放送の役割

AMラジオとFMラジオの特性

- AMラジオは1局当たりのカバーエリアが広いが、夜間における外国波の混信を受けやすい。FMラジオは1局当たりのカバーエリアが狭いが、雑音が少なく外国波による夜間混信もほとんどない。
- いわゆるソフト側の規律の差異はないが、AMラジオはテレビよりも歴史が古く、ローカル情報も比較的多い。FMラジオは音質の良さから音楽番組に適している。

	AMラジオ（中波放送）	FMラジオ（超短波放送）
周波数	531kHz～1602kHz（中波帯）までの9kHz間隔の周波数	76.1MHz～89.9MHz（超短波帯）までの0.1MHz間隔の周波数
変調方式	振幅変調（AM変調）	周波数変調（FM変調）
特徴	• 地形等の影響を受けにくく1局当たりのカバーエリアが広い。 • 国境を越えて長距離伝搬するので、夜間になると外国の電波による混信を受けやすい。 • 中波放送の放送局の設置・移転には、国際調整が必要。 （ローカル番組比率【H20再免許時】：48.4%）	• 中波放送よりも1局当たりのカバーエリアが狭い。 • 中波放送よりも雑音に強く、高音質のステレオ放送が可能。 • 中波放送と比べて伝搬距離が短く、外国の電波による夜間の混信がほとんどない。 （ローカル番組比率【H20再免許時】：43.7%）
放送開始時期	• NHK：1925年（大正14年）3月 社団法人東京放送局が放送開始。 • 民放：1951年（昭和26年）9月 中部日本放送及び新日本放送（現毎日放送）が放送開始。	• NHK：1969年（昭和44年）3月 本放送開始。 • 民放：1969年（昭和44年）12月 愛知音楽エフエム放送（現FM愛知）が本放送開始。
制度	• 普及義務、番組準則、番組調和原則、番組基準、放送番組審議機関、番組種別の公表、災害放送等いわゆるソフト側の規律については、差異は設けられていない。 • 技術基準、周波数使用計画等いわゆるハード側の規律については、異なる場合がある。	

ラジオの特性（例）

音声メディアとしての手軽さ、確実さ

・いわゆる「ながら聴き」スタイルの定着

➢車の運転中、通勤・通学中、仕事・家事中などが上位を占める。

・緊急時の頼れるメディアとして活用

（2011年9月　Life Media 「ラジオに関する調査。」より抜粋）

中高年・シニア世代の情報源

➢一週間に５分以上ラジオを聴取した男女５０～６９歳代は約８割

（（株）ビデオリサーチ　首都圏ラジオ個人聴取率調査（2012年12月度）結果）

地域情報の重要な発信源

・コミュニティFMの普及

➢全都道府県で266局が開局・運用中

（2013年1月末現在　総務省調べ）

東日本大震災時に利用したメディアの評価（フェースシート分析）

■ 震災発生時は即時性の高いラジオが評価され、震災直後には安否確認等を行うため双方向性を有する携帯電話・メールと、映像を伴う地上テレビが評価されている。その後は、地域性の高い情報を収集可能なインターネットの評価が高まっている。

出典：「災害時における情報通信の在り方に関する調査結果」（総務省）

東日本大震災時の情報収集手段の変化（インタビューコメント分析）

- 発災直後や津波情報の収集では、即時性の高い放送型ツールの利用率が高く、特にラジオとテレビは有用性が高い。一方、被災地でのインターネット利用は限定的であるが、先進ユーザの中ではTwitter等を活用して、震災後の生活情報収集の口コミに近い、即時性・地域性の高い情報収集を実現しており、ICTツールの活用の可否による情報格差が示唆される。
- また、発災直後の利用が高かったラジオでも4割強であり、複数の伝達経路による迅速な情報伝達の必要性が示唆される。

※先進ユーザ：①フェースシートにおいて、TwitterあるいはSNSを「よく利用する」と回答したユーザ、あるいは②インタビューにおいて震災直後から避難後の生活情報の収集においてTwitterあるいはSNSを利用したと回答したユーザと定義。

「災害時における情報通信の在り方に関する調査結果」（総務省）を基に作成

第２章　放送の強靭化に関する現状と課題

１．ラジオネットワーク

民間AMラジオ送信所の安全性

- 民間AMラジオの送信所は広大な敷地を必要とするため、概ね平野部に設置されている。
- 海や河川の近くに設置されている場合が多く、こうした送信所は、津波や洪水の被害を受けやすいと考えられる。

1. AMラジオ送信所の立地状況（民間ラジオの親局の例）

海抜＼海岸からの距離	海岸沿い	海岸から約10km以内	それ以外	合計
海抜5m未満	4局	3局	4局	11局
海抜5m以上10m未満	6局	8局	2局	16局
海抜10m以上20m未満	0局	1局	4局	5局
海抜20m以上	0局	4局	11局	15局
合計	10局	16局（※）	21局（※）	47局

※：「海岸から約10km以内」及び「それ以外」の局であっても、37局中35局は河川の近くに立地。

2. 東日本大震災における被害状況

【東北放送仙台送信所（親局）】（宮城県）
＜海抜2m　海岸から約2.4km＞

- 当時の津波は約3m。
- 局舎を1mかさ上げして設置しており、放送設備は水浸しにならず無事。ただし、フェンス類等の周辺施設は倒壊。
- 津波では停波しなかったが、停電後に予備電源の燃料が尽きて停波。本社屋上の予備送信所により放送継続。

送信アンテナ

局舎

平成23年3月12日撮影

民間AMラジオ送信アンテナの問題

- AMラジオの送信所、特に送信アンテナは大規模であるため更新に多額の費用を要する。また、FMラジオと異なり中波放送では、送信アンテナの大きさが使用する周波数に影響を受けるため、他の事業者との共用が困難であり、1社当たりの負担が大きい。
- さらに、送信アンテナの工事には長期間を要すること等から別の場所に移転して整備する場合、広大な敷地を必要とするため、土地の確保が困難。
- 近年の厳しい経営環境下、送信アンテナの更新は民間AMラジオ事業者にとって大きな負担であり、運用が長期化している状況。

AMラジオ送信所外観（例）

大出力送信所の例
（出力100kW、送信アンテナ高150m。右下の茶色の建物が局舎。）

AMラジオ送信所が大規模となる理由

- AMラジオが使用している中波は波長が長いため、電波を効率よく送信するために大規模な送信アンテナが必要となる。（民放全47社の親局送信所の平均地上高：約110m）
- AMラジオの送信所では、電波を効率よく放射するため、銅線を放射状に埋設している。このラジアルアースは、100m～150m程度の長さが必要となるため、広大な敷地が必要となる。
- 移転して整備した場合、関東広域局の親局の100kWクラスだと、約20億円を要するとの試算例あり（新規土地取得費、近隣対策費等を除く。）。

AMラジオ送信アンテナ（イメージ）

ラジオ難聴について①（ラジオ難聴の現状）

- 電子機器等の普及や建造物の構造の変化（高層化・堅牢化）により、都市部においてラジオの難聴が生じている。また、山間部や離島等地理的・地形的な要因による難聴、外国波混信による難聴も依然として存在。
- 特に、AMラジオは、周波数及び伝送方式の特性から外国波による混信を受けやすい。

①都市型難聴

ビル等の建築物による遮蔽や、電波を透過しないコンクリート壁による電界低下。
電子機器類からの電気雑音の影響により、良好な受信が困難となる。

②地理的・地形的難聴

地表波が山岳等を超える際に減衰することで、受信に必要な電界強度が確保できず、良好な受信が困難となる。

③外国波混信による難聴

中波は、昼間は地表波で伝搬し、長距離伝搬しないが、夜間は電離層の反射波により長距離伝搬するため、外国波が到達することにより、混信が発生し、良好な受信が困難となる。

ラジオ難聴について②（ラジオの受信相談数推移（関東総合通信局における受付実績））

- 近年ラジオの受信相談は増加傾向。特にAMラジオの受信相談が大きく増加。
- 受信相談の内容としては、AMラジオの場合、電気機器からの電気雑音による難聴や鉄筋の集合住宅内の難聴が多い。

※関東総合通信局・・・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の1都7県を所管

ラジオ難聴について③（都市型難聴における新たな事案例）

➢ 近年、LEDディスプレイ、光回線終端装置、液晶ディスプレイ、地デジチューナー、光電話用ルータといった新しい機器が原因のラジオの受信障害が生じている。

地方総合通信局等への相談事例

1. LEDディスプレイが原因のFMラジオの受信障害

パチンコ店に設置されていた屋外の大型LEDディスプレイから電気雑音が発生。LEDディスプレイの映像信号をコントロールする制御信号の漏えいによるものと推定。

2. 光回線終端装置が原因のAMラジオの受信障害

電柱の近くに設置されている光回線終端装置から不要電波が発射。電源ユニットの故障が原因。

3. 液晶ディスプレイが原因のAMラジオの受信障害

PCサーバー用液晶ディスプレイから不要電波が発射。停電のため液晶ディスプレイの電源を無停電電源装置を有する局舎の電源系統に接続したところ、商用電源を逆流し、電柱を伝わり外部に発射。

4. 地デジチューナーが原因のAMラジオの受信障害

民家に設置されていた簡易地デジチューナーのACアダプターから雑音が発生。ラジオと同じ電源を使用、ラジオの受信性能があまり良くない、ラジオの電波が弱い等の条件下において障害が発生し得ることをメーカーが確認。

5. 光電話用ルータが原因のAMラジオの受信障害

宅内の光電話用ルータの故障により障害が発生。総通局において、同一機種において同様の障害が潜在的に発生し得ることを確認。メーカーは取扱説明書に掲載して対応。

地上ラジオ放送の受信状況調査の概要①

1．調査概要

　地上ラジオ放送の受信状況について、『建物内でのAM・FM放送の受信状況』（屋外と屋内での受信品質評価の変化、電気・電子機器が受信に与える影響）及び『AM放送における電界強度の経年変化』を把握するため、本年、総務省が調査を実施。

2．調査項目及び調査結果の概要

① 屋外と屋内での受信品質評価の変化

調査内容　AM放送とFM放送について、屋外と屋内（鉄筋コンクリート造及び木造）で受信品質評価がどのように変化するかを調査

【調査結果の概要】

屋外に比べて屋内でどれだけ受信品質評価※が悪くなるか（屋外と比べた屋内のラジオ放送の聴こえにくさ）

		AM放送			FM放送		
屋外と比べた屋内の聴こえにくさ(0~4)		あまり変わらない←→聴こえにくい			あまり変わらない←→聴こえにくい		
		1	2	3	1	2	3
鉄筋コンクリート造	割合	42%	25%	33%	50%	38%	13%
	件	5	3	4	4	3	1
木造	割合	50%	42%	8%	88%	13%	0%
	件	6	5	1	7	1	0
合計	割合	46%	33%	21%	69%	25%	6%
	件	11	8	5	11	4	1

※SINPOの総合評価

AM放送は、FM放送と比べて、鉄筋コンクリート造の建物内で聴こえにくくなる状況が多く発生。

地上ラジオ放送の受信状況調査の概要②

② 電気・電子機器が受信に与える影響

調査内容　AM放送とFM放送について、電気・電子機器の電源ON/OFFで受信品質評価がどのように変化するかを調査

【調査結果の概要】

電気・電子機器（エアコン、照明、調理器具等）の影響によりどれだけ受信品質評価※が悪くなるか
（電気・電子機器の使用時のラジオ放送の聴こえにくさ）

※SINPOの総合評価

		AM放送				FM放送			
電気・電子機器の電源OFF時と比べたON時の聴こえにくさ(0~4)		あまり変わらない←→聴こえにくい				あまり変わらない←→聴こえにくい			
		0	1	2	3	0	1	2	3
鉄筋コンクリート造や木造	割合	46%	29%	17%	8%	56%	44%	0%	0%
	件	11	7	4	2	9	7	0	0

AM放送は、FM放送と比べて、電気・電子機器の電源ON時に聴こえにくくなる状況が多く発生。

地上ラジオ放送の受信状況調査の概要③

③ AM放送における電界強度の経年変化

調査内容　東京近郊においてAM放送の電波の強さを測定し、過去の測定結果と比較

【調査結果の概要】

12年前の測定結果と比較すると、調査した全地点で、AM放送の電波の強さが低下する状況が発生。

NHK第2
693kHz
500kW

NHK第1
594kHz
300kW

上尾

文化放送
1134kHz
100kW

TBSラジオ
954kHz
100kW

AFN
810kHz
50kW

松戸

吉祥寺

五反田

溝口

町田

アール・エフ・ラジオ日本
1422kHz
50kW

ニッポン放送
1242kHz
100kW

災害放送の高度化・迅速化の例①（緊急警報放送の実施）

- 津波情報等の迅速かつ確実な伝達のため、受信機を自動的に起動させる「緊急警報放送」を実施中。

防災４庁（国土庁、消防庁、気象庁及び警察庁）とＮＨＫ、民放連による申し合わせ（昭和60年５月21日）を踏まえ、

（１） 大規模地震の警戒宣言※1が発せられた場合
（※1 大規模地震対策特別措置法 第九条第一項）

（２） 津波警報※2が発せられた場合
（※2 気象業務法 第十三条第一項）

（３） 自治体の長から避難指示等の放送の求め※3があった場合
（※3 災害対策基本法 第五十七条）

において、放送局から、注意喚起のための警報音とともに、待受け状態の受信機を自動的に起動させるための緊急警報信号を放送波によって送出し、この後に（１）から（３）の緊急警報の内容を放送するもの。

緊急警報システム

緊急警報放送開始時の画面例

- NHKでは、毎月１日（１月は４日）の正午前に、総合テレビ、AMラジオ第一及びFMで試験信号の放送を実施。

災害放送の高度化・迅速化の例②（緊急地震速報の高速化）

- 緊急地震速報の高速化を図るため、「緊急地震速報」の文字スーパーと音を先行して放送する仕組みを導入。
- NHKは全国で完全対応済み。民放においても順次導入が進んでいる。

コミュニティ放送普及への課題

- コミュニティ放送は現在272局が開局しており、災害情報等の地域情報の充実に貢献。
- 一方、東京23区、大阪市をはじめ都市部では周波数の逼迫により新たな開局が困難な状況であり、コミュニティ放送のさらなる普及を図るためには、新たな周波数が必要。

1　コミュニティ放送局開局状況

注１　平成２４年３月３１日現在（開局日ベース）
注２　平成２４年３月までに１９事業者が廃止。

2　周波数逼迫宣言

平成9年9月29日　関東電気通信監理局

「『東京２３区及びその周辺』については、これから申請されても、当面、周波数が選定できない状況にある」旨報道発表。

平成10年4月9日　近畿電気通信監理局

「『大阪市及びその周辺（兵庫県南東部を含む）』については、これから申請されても、当面、周波数が選定できない状況にある」旨報道発表。

3　コミュニティ放送局開局ニーズ

【コミュニティ放送局の開局相談が寄せられた市区町村数】

地方	市区町村数(A)	コミュニティ放送局がある市区町村数(B)	割合(%)(B/A)	コミュニティ放送局の開局相談が寄せられた市区町村数（C）	割合(%)(C/A)
北海道	188	26	13．8%	8	4．3%
東北地方（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	231	31	13．4%	14	6．1%
関東地方（栃木、茨木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）	383	46	12．0%	44	11．5%
信越地方（長野、新潟）	114	17	14．9%	6	5．3%
北陸地方（富山、石川、福井）	51	13	25．5%	5	9．8%
東海地方（静岡、愛知、岐阜、三重）	183	26	14．2%	8	4．4%
近畿地方（滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫）	245	36	14．7%	20	8．2%
中国地方（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	117	21	17．9%	5	4．3%
四国地方（徳島、香川、愛媛、高知）	95	6	6．3%	10	10．5%
九州地方（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	249	24	13．7%	15	6．0%
沖縄県	41	16	39．0%	3	7．3%
合　計	1，897	272	14．3%	138	7．3%

(注1) 「市区町村数」については、特別区、政令指定都市の区は1としてカウント。
(注2) 総務省調べ。平成19年度～平成24年度の5年間で各総合通信局に開局相談が寄せられた市区町村数
(注3) コミュニティ放送局は、平成25年4月1日現在の数。

東日本大震災に係る臨時災害放送局の開設状況

- ➢ 東日本大震災に際しては、被災住民への災害情報・避難情報等の提供手段として、自治体が臨時災害放送局を開設。早いところでは震災当日に開設し、給水、炊き出し等の救援情報等を提供し、被害の軽減、被災者の生活安定に寄与。
- ➢ 震災後約1ヶ月以内には、津波による被害を受けた沿岸市町等の21市町で開局。その後も開局が続き、合計28市町が開局。現在は19市町が運用中。

臨時災害放送局とは

- 平成7年1月の阪神淡路大震災の際、兵庫県からの要望を受け、同年2月14日付けで「兵庫県臨時災害FM局」の免許を交付。
- これに併せ、放送法施行規則の一部改正により、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つ」ことを目的とする臨時かつ一時の目的のための放送として、制度的位置付けがなされたもの。
- 口頭での免許申請、口頭での免許伝達により、即時の放送開始が可能（臨機の措置。事後的に申請書類を受け付け、免許状を交付。）。

【コミュニティFM放送との主な違い】

	臨時災害放送局	コミュニティFM放送
空中線電力	必要に応じ最小限	原則20Wまで
免許主体	地方公共団体	民間法人（株式会社等）
免許の期間	必要な期間（被災者の日常生活が安定するまで）。再免許可能。	5年間。再免許可能。

東日本大震災に係る開設状況

	運用中	廃止	合計
岩手県	5市町	2市	7市町
宮城県	10市町	1市	11市町
福島県	3市町	3市	6市町
茨城県	1市	3市	4市
合計	19市町	9市	28市町

※ 平成25年2月5日現在。

東日本大震災に係る臨時災害放送局の開設状況

（平成25年2月5日現在で運用中の局のみ記載）

２．民間ラジオ事業者の経営

ラジオ事業者の概要

	ＡＭラジオ放送 （中波放送）	短波放送	ＦＭラジオ放送 （超短波放送）
民放（コミュニティＦＭ放送を除く。）	ＴＶ・ＡＭ兼営社：３４社、２０６局 （役職員数平均：１９２人） ＡＭ単営社：　１３社、　５６局 （役職員数平均：　６４人） 合計：　４７社、２６２局 （役職員数平均：１５６人）	１社、２局 （役職員数７７人）	５１社（５２波）、２８１局 （役職員数平均：３９人）
コミュニティＦＭ放送	—	—	２６６社、３７５局
ＮＨＫ	ＮＨＫラジオ第１：２３０局 ＮＨＫラジオ第２：１４２局 合計：　３７２局	国際放送：２局	ＮＨＫ－ＦＭ：５２７局
放送大学	—	—	１社、２局

※　本年1月末現在。
※　AMラジオ放送の局数には混信対策FM局の局数は含んでいない。
※　超短波放送の数値にはFM多重放送及び臨時災害FM放送の数値は含んでいない。
※　役職員数は「民放便覧2012/2013」（一般社団法人日本民間放送連盟）に掲載の数値から集計。

民間ラジオ事業者の番組系列（2012年4月1日現在）

民間ラジオの経営状況①（地上系放送事業者の収支状況（H23年度））

- 1社平均の売上高は、TV単営が約190億円で最も多く、TV・AM兼営はその約1/2、AM単営は約1/5、短波は約1/12、FMは約1/17。
- 広告・広告外収入の比率は、1社平均で、TV・AM兼営10：1、TV単営、FM5：1、AM単営及び短波3：1となっており、広告外収入の割合はAM単営及び短波が最も高い。
- 1社平均の当期利益は、TV単営が6.3億円で、TV・AM兼営はその約1/4、短波やFMはそれぞれ約1/30、1/60。AM単営については赤字であり、経営がより厳しい。

（億円）

H23年度		売上高			営業費用	営業利益	経常利益	当期利益
			広告収入	広告外収入				
TV単営	93社合計	17,678.6	14,857.8	2,820.8	16,625.8	1,052.8	1,203.0	588.1
	1社平均	190.1	159.8	30.3	178.8	11.3	12.9	6.3
TV・AM兼営	34社合計	3,578.5	3,264.0	317.0	3,433.6	144.9	179.1	59.7
	1社平均	105.2	96.0	9.3	101.0	4.3	5.3	1.8
AM単営	13社合計	510.5	359.0	167.0	510.3	0.2	4.7	−9.2
	1社平均	39.3	25.6	11.9	39.3	0.01	0.4	−0.7
短波	1社	16.0	（AM単営に合算）	（AM単営に合算）	16.2	−0.2	−0.1	0.2
FM	52社合計	598.9	487.0	112.0	580.2	18.8	24.0	3.4
	1社平均	11.5	9.4	2.2	11.2	0.4	0.5	0.1
合計	193社合計	22,382.4	18,967.8	3,416.8	21,166.1	1,216.4	1,410.7	642.2
	1社平均	116.0	98.3	17.7	109.7	6.3	7.3	3.3

（総務省の資料と『日本民間放送年鑑』（日本民間放送連盟）のデータを基に作成。）

民間ラジオの経営状況②（一社当たりの売上高の推移）

- TV単営の売上高はリーマンショック（H20年度）以降減少に転じたもののここ数年は横ばい。
- AM単営はH6年度から、FMはH10年度から減少傾向であり、H23年度には、AM単営はH5年度の約5割の、FMでも約7割の規模まで減少。

※　H14にAM単営が増加しているのは、TV・AM兼営だったTBSがTVとAM単営に分社化し、その売上高を加えたため。

民間ラジオの経営状況③（民間ラジオ事業者の売上高の内訳推移）

➢ ラジオ事業者の広告収入は右肩下がり。番組販売、イベント等による広告外収入もここ数年横ばいであり、収入の減少に歯止めがかからない状況。

※ ラジオ事業者は、AM単営及び短波14社（H15・16は13社）、FM：52社（H15～21は53社）。

出典：『日本民間放送年鑑』（日本民間放送連盟）

民間ラジオの経営状況④（一社当たりの営業費用の推移）

- TV単営の営業費用はリーマンショック（H20年度）以降減少に転じたもののここ数年は横ばい。
- AM単営はH6年度から、FMはH10年度から減少傾向であり、H23年度には、AM単営はH5年度の約5割の、FMでも約7割の規模まで減少。

年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
TV単営	100	100	102	108	110	108	107	111	112	127	130	135	137	139	142	138	126	123	122
AM単営	100	98	98	98	96	86	83	77	75	80	76	74	68	65	62	60	54	51	50
FM	100	100	100	103	106	104	102	101	101	95	94	93	94	87	82	76	68	65	66

※　H14年度にAM単営が増加しているのは、TV・AM兼営だったTBSがTVとAM単営に分社化し、その営業費用を加えたため。

民間ラジオの経営状況⑤（一社当たりの営業利益の推移）

➢ 3分類ともH20年度（リーマンショック）頃まで減少傾向で、その後やや回復したが、H23年度においてもピーク時には遠く及ばず、AM単営及びFMはH5年度の水準にも戻っていない。

民間ラジオの経営状況⑥（民間ラジオ事業者の赤字社の推移）

➢ 赤字（当期損失ベース）の社数は、景気の影響等により増減を繰り返しているが、全体として増加傾向。

（参考）事業者数

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
合　計	54	55	57	59	60	61	61	63	64	65	65	65	66	66	66	66	66	65	65
FM	43	44	46	48	49	50	50	52	53	53	53	53	53	53	53	53	53	52	52
AM単営	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13

民間ラジオの経営状況⑦（広告費の推移）

➢ テレビ（地上）の広告費は、リーマンショック（H20年）の影響によりH21年に大きく減少したが、その後は横ばいである一方、ラジオの広告費はH10年から右肩下がり。

注　平成１９年に平成１７年まで遡って推定範囲の改訂を行っており、「雑誌」については、平成１６年、平成１７年は厳密には連続しない。

出典：『日本の広告費』（電通）

民間ラジオの経営状況⑧（民間ラジオ事業者の売上高の今後の見通し）

➢ AM及び短波はH32年度まで年平均約1.8%減、FMは年平均約0.5%増となり、ラジオ全体では、年平均約0.9%減になる見込み。（日本民間放送連盟研究所予測）

※ H24以降の売上高の伸び率は、『経営四季報2012冬号』（日本民間放送連盟研究所）の営業収入伸び率予測による。

マスメディア集中排除原則の概要

○ 放送法においては、放送の多元性、多様性、地域性を確保するため、基幹放送局の複数保有を制限。

○ テレビ局については、原則、2局以上を保有することは不可。ラジオ局（コミュニティ放送は除く。）については、原則、テレビ１局及びラジオ４局まで保有可能。（※）

※ 認定放送持株会社の総務大臣の認定を受けた場合は、制限が一部緩和され、複数局の保有が可能となる。

【テレビ】･･･原則、2局以上の保有は不可

（例）

X社

保有可能 ○

× 保有不可

テレビ①

テレビ②

【ラジオ】･･･原則、テレビ１局及びラジオ4局までの保有可能

最近のラジオに関する事業再編の例①

○ハード・ソフト分離（例：茨城放送）

○1局2波（例：FM802）

○ラジオ部門の分社化（例：TBSラジオ）

○テレビ事業者による子会社化（例：栃木放送）

○認定放送持株会社制度の活用（例：TBSラジオ）

最近のラジオに関する事業再編の例②

○ハード・ソフト分離【（株）茨城放送・（株）IBS（平成23年７月20日）】

・ AMラジオを行う（株）茨城放送が、（株）IBSに対し事業の一部譲渡を行い、同社が（株）茨城放送のAMラジオ局の免許人の地位を承継。（地上基幹放送の業務を行ういわゆるソフト事業（（株）茨城放送）と、基幹放送局の運用を行ういわゆるハード事業（（株）IBS）に分離）

○ラジオ部門の分社化【（株）TBSラジオ＆コミュニケーションズ（平成13年10月１日）】

・ テレビとAMラジオを兼営する（株）東京放送から、ラジオ制作等子会社の（株）TBSラジオ＆コミュニケーションズがAMラジオ局の免許人の地位を承継。

同様事例：（株）STVラジオ（平成17年10月１日）、（株）CBCラジオ（予定）

○1局2波【（株）FM802（平成24年４月１日）】

・ FMラジオを行う（株）FM802が、FMラジオ（外国語放送）を行う関西インターメディア（株）から放送事業の譲渡を受け、同社のFM放送局の免許人の地位を承継。

○テレビ事業者による子会社化【（株）栃木放送（平成24年３月）】

・ AMラジオを行う（株）栃木放送の株式を、テレビ放送を行う（株）とちぎテレビが取得し、子会社化。

○認定放送持株会社制度の活用【（株）TBSラジオ＆コミュニケーションズ（平成21年４月１日）】

・ （株）東京放送の認定放送持株会社移行（（株）東京放送ホールディングスに商号変更）により、認定放送持株会社の子会社に移行。

同様事例：（株）ニッポン放送（平成20年10月１日）

事業者再編の類型①（「異なる放送対象地域の事業者同士」の再編）

- 経営者が経営安定の為の事業者体力強化に必要と判断すれば、事業者再編も選択肢の一つとなりうる
- 現行制度上、異なる放送対象地域の事業者同士の再編手法は、3通り
- 各手法とも一定のコストメリット享受可能
  - 特に隣接地域の合併がコストメリットが取りやすい

ー異なる放送対象地域の再編3類型ー

	ー(1)認定放送持株会社制度ー	ー(2)ハード・ソフト分離、ハード合併ー	ー(3)地域ブロック制ー
	隣接かどうかは問わず	隣接かどうかは問わず	A・B・Cは隣接地域
	認定放送持株会社 A事業者（ソフト／ハード） B事業者（ソフト／ハード） C事業者（ソフト／ハード）	ソフトA　ソフトB　ソフトC ↓　↓　↓ ハード会社　（A+B+C）	合併 D事業者 ソフトA　ソフトB　ソフトC ハードA　ハードB　ハードC
本部経費（共通コスト）番組共有	○	○	○
ハード（部材調達/設備保守管理）	△～○	△～○	○
既存株主との交渉	△　株主の説得に一定のハードル	○　各放送事業者（ソフト）は経営のフリーハンドを確保しており、株主も比較的受け入れやすい可能性	△　株主の説得に一定のハードル
その他	○：敵対的買収防衛可能 ×：傘下局数に制限（12地域）	ー	○：対象地域が広がり、クライアント規模の拡大の可能性も
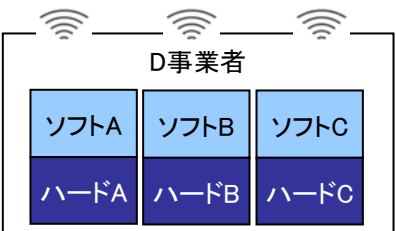
（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」みずほコーポレート銀行発表資料より作成）

事業者再編の類型②（「同一放送対象地域の事業者同士」の再編）

- 同一放送対象地域の事業者同士の再編は「重複設備の解消」が期待出来る点が特徴
  - 但し、同一地域で2波保有した時の営業面の課題あり

（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」みずほコーポレート銀行発表資料より作成）

産活法（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法）について①（概要）

1　制度の概要

- 産活法は、生産性向上に向けた再編、設備投資など、**我が国の企業の前向きな取組を支援**するため措置された制度。
- 事業者が事業計画（事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画等）を作成し、**主務大臣の認定を受ける**ことにより、**税制、金融、会社法の特例等の優遇措置**※を受けることが可能。

※　＜優遇措置の具体例＞・登録免許税の軽減　・計画の実施に必要な資金の融資　・完全子会社化手続に関する特例（株主総会の開催不要）

- このうち、事業再構築計画は、最も使用される産活法の計画パターンであり、主に**グループ内の再編を行って、企業全体の生産性の向上を図る**ことを内容とするもの。

2　事業再構築計画の認定の基準

- **生産性の向上…①②③のいずれか**
  ①自己資本当期純利益率≧2%ポイント、②有形固定資産回転率≧5%、③従業員1人当たり付加価値額≧6%
- **財務の健全性…経常収入≧経常支出、有利子負債／キャッシュフロー≦10倍**
- **雇用への配慮…計画についての労使間の十分な話し合い、従業員数の推移の記載、出向・転籍・解雇の内訳の記載**
- **事業の構造の変更…①②のいずれか**
  ①合併、分割等による中核事業の能率の向上等、②施設の撤去、設備の廃棄等による事業の縮小又は廃止
- **事業革新（登録免許税の軽減に必要）…①②③のいずれか**
  ①新商品・新サービス≧売上の1%、②製造原価又は販売費≦95%、③売上伸び率≧業界平均の売上伸び率＋5%

3　事業再構築計画の過去の放送関係の認定例

H17.6.10　㈱フジテレビジョン、㈱ニッポン放送
H19.3.23　㈱スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、ジェイサット㈱
　　9.25　㈱シー・ティー・ワイ、上越ケーブルビジョン㈱、㈱エヌ・シィ・ティ
H22. 9.8　㈱テレビ東京、㈱BSジャパン、テレビ東京ブロードバンド㈱
H24.9.12　日本テレビ放送網㈱、㈱BS日本、㈱シーエス日本

産活法について②（産活法の事業分野別指針について）

○　産活法においては、生産性の向上が特に必要な事業分野等について、認定の基準となる「事業分野別指針」を定めることが可能。

1　事業再構築計画の認定スキーム

① 経済産業大臣及び財務大臣が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する「基本指針」を策定。

② 主務大臣が、生産性の向上が特に必要な分野等について「事業分野別指針」を策定。

（経済産業大臣その他関係行政機関の長との協議が必要）

③ 事業者から「事業再構築計画」の認定申請があった場合、主務大臣は「基本指針」及び「事業分野別指針」に照らして適切なものであることを審査。

2　「事業分野別指針」を定めることができる事業分野

① 過剰供給構造にある事業分野であってその特性に応じた産業活力の再生を図ることが適当と認められるもの

② 次に掲げる事業分野であってその特性に応じた産業活力の再生又は産業活動の革新を図ることが適当と認められるもの

a.　生産性の向上が特に必要な事業分野

b.　我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野

c.　新需要の開拓が特に必要な事業分野

※　現在、建設業（国交省）、小売業（厚労省、農水省、経産省）、ゲームソフトウエア業、情報サービス業、研究開発サービス業（総務省、厚労省、農水省、経産省）、プラントエンジニアリング業 、商社業、自動車（新車）販売業、プラントメンテナンス業、造船業（国交省）、鉄鋼産業の計11分野において定められている。（省名未記載は全て経産省単独。）

放送分野における産活法「事業分野別指針」の策定について

- 産活法においては、生産性の向上が特に必要な事業分野等について、認定の基準となる「事業分野別指針」を定めることが可能（参考1参照）。
- 他分野では、「事業別分野指針」を作成し、生産性向上等の方向性として企業連携や事業統合等に言及している事例あり（参考2参照）。
- 地上基幹放送分野においても、「事業分野別指針」を策定し、生産性向上等に関する方向性として、分社化、持株会社化、事業統合等に言及することにより、事業者における主体的な事業再編を後押しする。

民間地上基幹放送の「事業分野別指針」 ～生産性向上等に関する方向性の記載イメージ～

① 災害放送等の公共的役割を担う放送事業の健全な発達のため、視聴者保護の維持・向上、放送の地域性・多元性・多様性の確保、ネットワーク維持に配慮しつつ、ハード・ソフト分離制度、認定放送持株会社制度等を活用した分社化、合併、子会社化、持株会社化等の事業再編、放送番組の共同制作・共同利用等の緩やかな連携等により、中核事業であるテレビ事業、ラジオ事業を強化しつつ事業再構築を進める。

② 地上テレビ、BS、CS、AMラジオ、FMラジオといったメディアを超えた連携、キー局、ローカル局といった地域ごとの連携等を通じ、以下のような生産性の向上等を実現。

a. コンテンツ価値の最大化、コンテンツ制作力の強化、インターネット等への進出による収益最大化

b. 経営効率の向上、経営資源の効率的配分による戦略分野への集中的配分、新規事業への挑戦

c. 適正なガバナンス体制の構築による意思決定の迅速化、事業執行の機動性向上

他事業における事業活性化を促す制度の事例①

	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー適正化・活性化法）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
施行日（期限）	平成21年10月1日施行（期限なし）	平成19年10月1日施行（期限なし）	平成19年6月29日施行（期限なし）
施行の背景	タクシー事業は需要が減少傾向にある中、車両増加等により、収益の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が発生。このため、タクシーの機能を維持、活性化するための方策を講じるもの。	近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持が困難となっている。このため、地域公共交通機関の活性化及び再生のための地域における主体的な取組を推進するもの。	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業を支援し、地域経済の活性化を図るため、税制・金融面など総合的な支援措置を講じるもの。
法案の内容	国土交通大臣が供給過剰状態の地域を「特定地域」と指定する。「特定地域」は新規参入や増車が厳しくなる。 また、「特定地域」のタクシー事業者は、「特定事業計画」を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。	自治体が路面電車や船舶、鉄道等について「地域公共交通総合計画」を策定する。 「地域公共交通総合計画」に「地域公共交通特定事業」が含まれる場合は、当該事業者は、当該事業計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。	主務大臣が、地域資源（特産品や生産技術等）に関する事項、地域資源を活用した事業に関する事項等を内容とする基本方針を策定する。 中小企業は、地域資源を活用した事業計画を策定し、主務大臣の認定を受けることができる。
認定の申請主体	タクシー事業者	特定事業の実施主体（鉄道、船舶等の事業者）	中小企業（地域資源関連）
認定制度における事業再編に関する規定	（国土交通大臣の定める基本指針） タクシー事業者の自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待。また、組織再編等を伴う場合は、タクシー運転者の地位へ配慮すること。	基本指針や認定基準に該当する文言なし	基本指針や認定基準に該当する文言なし
認定のメリット	（道路運送法上の規制緩和） 料金の認可→届出 事業計画の変更認可→届出 事業譲渡の認可→届出	路面電車や船舶、鉄道等の事業について、法律上の認可制を届出に緩和、地方債の起債対象化。また、国土交通省が補助金を重点的に配分する政策となっている。	中小企業は、普通保険、無担保保険、特別小口保険及び売掛債権担保保険の別枠を利用可。また、国や自治体、中小企業基盤整備企業等から補助金や低利融資を受けられる。

他事業における事業活性化を促す制度の事例②

	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	伝統的工芸品産業の振興に関する法律
施行日（期限）	平成21年8月1日施行（期限なし）	平成20年7月23日（期限なし）	昭和49年5月25日（期限なし）
施行の背景	商店街の活力が低下していることを踏まえ、**商店街への来訪者の増加を通じて商店街の事業機会の増大を図る**ため、商店街振興組合等が行う**地域住民の需要に応じた事業活動を推進するもの。**	我が国の観光地の魅力と国際競争力を高めるため、**観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を推進するもの。**	**伝統的工芸品産業は、**後継者の確保難、原材料の入手難などの問題を抱えており存続が困難となっていることから、**伝統的工芸品の産業の振興を図り、地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とするもの。**
法案の内容	商店街振興組合等は、**商店街事業活性化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができる。** NPO等は、**商店街活性化支援事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができる。**	自治体が、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るための**観光圏整備計画を策定する。** 協議会（自治体、NPO、事業者）は、**観光圏整備実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。**	工芸品の産地組合等からの申請に基づき、指定要件を満たすものを**経済産業大臣が「伝統的工芸品」として指定する。** 指定を受けた産地の産地組合等は、**振興計画等を作成して経済産業大臣の認定を受けることができる。**
認定の申請主体	①商店街振興組合等の組合組織 ②NPO、一般社団法人、一般財団法人	協議会（自治体、NPO、事業者）	産地組合等 （事業協同組合、協同組合連合会、商工組合）
認定制度における事業再編に関する規定	基本指針や認定基準に該当する文言なし	基本指針や認定基準に該当する文言なし	基本指針や認定基準に該当する文言なし
認定のメリット	①商店街振興組合等の組合組織 ・補助金の補助率引き上げ（1/2→2/3） ・無利子貸付の割合引き上げ（1/2→2/3） ②NPO、一般社団法人、一般財団法人 ・NPO等を中小企業とみなして、中小企業信用保険法の適用対象とする。	**・旅行業法上の特例** （旅行代理店業の営業許可） **・国土交通省の交付金の対象化** **・道路運送法上の特例** （バスの運行回数の認可→届出） **・海上運送法上の特例** （船舶の運行回数の認可→届出）　等	**以下の事業について、国又は自治体から補助金が交付される。** 「後継者育成事業」「技術・技法の記録収集・保存事業」「原材料対策事業」「需要開拓事業」「意匠開発事業」

強靱化について

➢ 巨大地震などの様々な「国家的危機」に対処していくために「国家的強靱性」が求められている中で、様々な分野で「あらゆる危機に対処する力」が求められているところ。

➢ 情報通信分野における放送ネットワークを強靱化し、「粘り強さ（致命傷回避・被災最小化）」、「しなやかさ（迅速な回復）」を体得することで、「強い日本を創る」ことに貢献。

国土の強靱化（Building national resilience）

○ **災害発生時における持続可能な災害情報の提供**
＝粘り強さ（致命傷回避、被災最小化）

○ **災害発生後における継続的な生活情報等の提供**
＝しなやかさ（迅速な回復）

↓

放送ネットワークの強靱化

○ 送信設備の防災対策
○ ラジオの難聴対策
○ 災害情報の迅速化・高度化　等

↓

具体的な方策を検討会において議論

国土強靭化に関する動きについて①

（1）安倍内閣の基本方針（抄）（平成24年12月26日閣議決定）

老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靭化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。

（2）ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会

国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国を作るためのレジリエンス（強靭化）に関する総合的な施策の推進の在り方について意見を聞くことを目的として、古屋国土強靭化担当大臣の下に設置。

※事務は内閣官房国土強靭化推進室が担当

※座長は藤井内閣官房参与（京都大学教授）。情報通信分野から、NTTデータ経営研究所　山下相談役が構成員として出席。その他、尾崎高知県知事（地方財政）や、奥野中京大学総合政策学部教授（地域社会・コミュニティ）など、計14名が構成員として参加。

【開催状況】

・第1回会合（平成25年3月5日）
　➢ナショナル・レジリエンス（防災・減災）の検討範囲　等

・第2回会合（25年3月22日）
　➢対象とするリスクと「脆弱性」に関する考え方　等

・第3回会合（25年4月3日）
　➢「脆弱性評価」の考え方（案）　等

・第4回会合（25年4月下旬～5月中旬）
　➢進捗状況報告

・第5回会合（25年5月下旬）
　➢ナショナル・レジリエンス（防災・減災）に向けた当面の対応について（取りまとめ）

（1）目標（※）に照らし、起こってはならないリスクを列挙
（2）目標達成のために現在実施している事業と達成率を整理
（3）目標達成のための課題と今後導入すべき方策を整理
※大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保、等

今後のスケジュールの出典元：第3回ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会「懇談会検討スケジュール案」

国土強靭化に関する動きについて②

（３）IT戦略本部

情報通信技術（IT）の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、平成13年１月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」を設置。

※本部長　内閣総理大臣
　副本部長　情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣経済産業大臣

【開催状況】

・第61回　IT戦略本部（平成25年3月28日）
　➢「世界最高水準のIT社会の実現に向けて」

　（1）産業再興・経済活性化への貢献（イノベーティブな社会へ）
　　略
　（2）**国民の安心・安全への貢献（レジリエントな社会へ）**
　　Ａ）**復興・防災：災害情報が国民に確実に提供される防災情報インフラの構築**
　　略
　（3）行政機能や政策効果の向上を目指した「真の行政改革」への貢献
　　略

・第1回　IT戦略起草委員会（25年4月12日）
　➢新たな戦略の素案を議論・検討するため、4月12日～5月上旬まで
　　IT戦略本部の下に「IT戦略起草委員会」を設置し、新戦略の素案を取りまとめ。

・第62回　IT戦略本部（5月目途）
　➢新戦略取りまとめ

今後のスケジュールの出典元：第60回IT戦略本部「今後のIT政策の進め方について」

３．自治体と放送事業者との連携

民間ラジオによる自治体情報の提供

- 各自治体においては、住民に対する情報提供ツールの一つとして、民間県域ラジオを活用。都道府県だけではなく市町村においても県内全体に対するPRに活用している事例あり。
- 中継局から特定の自治体の情報番組を放送することにより、きめ細かな情報提供を実現している事例もあり。

（1）市町村による県域ラジオの活用

都道府県だけではなく市町村も県域ラジオを情報提供ツールとして有償で活用している事例あり。市政情報や観光情報を、当該市町村内だけではなく県内全体に対してPR。

【栃木放送（AM・栃木県）の例】

- 栃木県・栃木県警の情報番組　：　21本（105分）／週
- 市町村（※）の情報番組　：　7本（80分）／週
  ※宇都宮市、足利市、佐野市、那須烏山市、鹿沼市
- 自治体の情報番組合計　：　28本（185分）／週

（2）中継局からの自治体番組の放送

中継局から、親局と同じ番組だけではなく、週に数回、中継局のカバーエリア内にある特定の自治体の情報番組を放送している事例あり。地域住民に対するきめ細かな情報提供を実現。

○　**中継局から特定の自治体情報を放送している事例**

【長崎放送（AM・長崎県及び佐賀県）】

長崎放送の放送対象地域は長崎県及び佐賀県。佐賀放送局から、一週間のうち約35時間が親局と異なる番組を放送しており、そのうち約2時間30分は佐賀県庁や市町の情報番組を放送。

※　その他、過去に自治体情報を提供していた事例は複数あり。

※　自治体情報ではないが、中継局から親局とは異なる番組を放送している事例はあり（ex. 和歌山放送（AM）、京都放送（AM））。

ラジオ難聴対策への自治体の協力

- 平成4年度から平成17年度までの間、AMラジオ中継局整備に対して国庫補助を適用。これを活用して自治体が中継局整備への協力を行った事例あり。
- 中継局の設置によりラジオ難聴の解消が図られ、災害情報等の地域情報の提供手段が確保された。

（1）民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業

① 制度概要
民放中波ラジオが良好に受信できない地域において、その解消を図るための中継施設を整備する事業に対して、所要経費の一部を国が補助。

② 実施期間
平成4年度から平成17年度まで

③ 補助率（平成17年時のスキーム）

・過疎地等の場合

国 1／3	自治体（県・市町村） 2／3

・過疎地等以外の場合

国 1／4	自治体（県・市町村） 3／4

④ 事業実績
市町村の協力により、30中継局が整備。

年度	中継局数
H4年度	8局
H5年度	5局
H6年度	1局
H7年度	3局
H8年度	2局

年度	中継局数
H9年度	7局
H10年度	1局
H11年度	1局
H12年度	1局
H13年度	1局
合計	30局

※ 実施案件は全てAM中継局。
※ H14年度～H17年度は実施案件なし。

（2）自治体の協力事例

【北海道放送及びSTVラジオ（AM・北海道）の例】

- 関係する自治体が事業主体となり、平成6年度には「遠軽中継局」を平成10年度には「遠別中継局」を国庫補助を活用して整備。
- その後の維持費も関係自治体が負担。

【南日本放送（AM・鹿児島県）の例】

- 平成8年度に名瀬市（現：奄美市）が事業主体となり「名瀬中継局」を国庫補助を活用して整備。

【大分放送（AM・大分県）の例】

- 平成4年度に公益法人が国庫補助を活用して整備した「佐伯中継局」について、佐伯市が固定資産税の免除を実施。

災害時におけるコミュニティ放送、臨時災害放送の活用

- 災害時の情報提供手段として自治体がコミュニティ放送や臨時災害放送を活用している事例が多数あり。
- コミュニティ放送においては、災害放送に関する協定等を締結し、費用負担の取り決めや自治体等による緊急割込装置の運用を行うなど、災害時における確実な情報提供の確保を図っている事例が多数あり。
- 新規に開設した臨時災害放送局においては、場所の確保、機材の確保、人材や経費の確保等に期間を要した。ノウハウの不足、機材の不足等が課題。

（1）コミュニティ放送における確実な災害放送の確保

- 災害対策基本法に基づく「自治体からの求めによる放送」に関し、自治体とコミュニティ放送の間で協定等を締結している事例が多数あり。
- さらに、費用負担を取り決めたり、自治体等による緊急割込装置の運用を行うなど、災害時における確実な情報提供を図っている事例が多数あり。

【コミュニティ放送における協定等締結状況】

災害放送の協定等の締結あり：220社／262社

うち、費用負担の取り決めあり：167社

（うち、自治体の費用負担を明記17社）

うち、自治体等による緊急割込装置の運用あり：146社

<H24．10月現在　総務省調べ>

（2）臨時災害放送局の早期開設

- 東日本大震災に際しては、住民への災害情報等の提供手段として計28市町が臨時災害放送局を開局した。コミュニティ放送から移行した局は比較的早期に開設できたが、新規に開設した局は、コミュニティ放送局や県域ラジオ局の協力があったものの、スタジオや送信所の場所確保、機器の確保、人材や経費の確保のため、開設までに比較的期間を要した。
- 早期開設に向けて、ノウハウの不足や機材の不足等が課題。

【東日本大震災における臨時災害放局の開設時期】

	3日以内	1週間以内	20日以内	それ以降	合計
コミュニティ放送から移行した局	4市	3市	1市	1市	9市
新規に開設した局	0市町	2市	7市町	10市町	19市町

場所、機材、人材、経費等の確保が必要

- ノウハウの不足
- 機材の不足　等

課題

災害対策基本法上の指定地方公共機関としての指定状況

- 民間テレビ事業者124社、民間ラジオ単営事業者62社が災害対策基本法に定める「指定地方公共機関」に指定されている。

「指定地方公共機関」（都道府県知事が指定）の指定状況

- テレビ（ＡＭラジオとの兼営社含む）・・・・・・・・１２４社
- ＡＭラジオ（単営社のみ）・・・・・・・・・・・・・１２社
- ＦＭラジオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９社
- 短波ラジオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１社
- 計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８６社

※　NHKは、指定公共機関（内閣総理大臣が指定）に指定されている。

（参考）指定地方公共機関及び指定地方公共機関の責務

第六条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

２　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

４．ラジオと他メディアとの連携

インターネットの利用

■「らじる★らじる」サービスの概要

- 夜間の外国電波混信やマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及等によるNHKのラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務
- 提供は日本国内限定
- 平成23年3月大臣認可、同年9月サービス開始（平成25年度末まで）
  - 当初：ラジオ第1（関東広域）,ラジオ第2（全国）,FM（東京都域）
  - 認可を得て、平成25年5月、一部の地域放送番組（近畿広域等）を追加

（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」日本放送協会発表資料より作成）

第３章　海外の状況

米国のラジオ放送①（米国のラジオ放送の特色）

- 世界で最初に、ラジオ放送を開始　1920年　ピッツバーグKDKA
- 1934年　Communication Act

  FCC（連邦通信委員会）の設置　競争による多様性の確保

  商業放送主導の発展
- NPR（National Public Radio)の設立
- 1996年　Telecommunication Act
- 衛星ラジオ　XM（2001年）とシリウス（2002年）の設立と合併(2008年）

（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

米国のラジオ放送②（ラジオ市場の現状）

1．局数　　:11325局（AM　4745局　FM　6580局）（2012年）

2．広告収入:14205百万ドル（2012年）

3．所有者数:3408者（2002年）

4．ラジオ市場:274のラジオ市場が存在（2013年）

【参考】 収入順ラジオ所有者上位5社（2002年）

	所有者	収入（100万＄）	割合	市場数	所有局数
1	Clear Channel Communications	3.423.40	33.2%	190	1,216
2	Infinity Broadcasting	2.186.60	21.2%	40	185
3	Cox Radio Inc	466.80	4.5%	18	78
4	Entercom	455.10	4.4%	19	104
5	ABC Radio Incorporated	424.60	4.1%	35	74

- 収入面では上位2社（Clear ChannelとInfinity）が約54．4%を占める。
- 上位25社が合わせて1657局を所有。

（参考）：池田正之「漂流するアメリカ所有規制」『NHK放送研究年報2005』（NHK出版 2005）
Radio Advertising Beaureou “Annual Revenue”
FCC “Review of radio Industry, 2001”, “Radio Industry Review 2002”
FCC statistics

（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

米国のラジオ放送③－１（規制緩和・撤廃の経緯）

同一市場での複数所有	・1941年　一市場1局まで ・1988年　緩和（一市場FM1局、AM1局まで） ・1992年　緩和（市場規模に応じて最大FM3局、　AM3局まで） ・1996年　大幅緩和（現行規定）
全国でのラジオ所有	・1954年　全国FM7局、AM7局まで ・1984年　緩和（全国FM12局、AM12局まで） ・1994年　緩和（全国FM20局、AM20局まで） ・1996年　完全撤廃
クロスメディア所有	・1970年　テレビとラジオのクロス所有を禁止 ・1974年　新聞と放送局のクロス所有を禁止 ・1989年　テレビとラジオのクロス所有規制緩和（FCC判断により一部適用除外） ・1996年　テレビとラジオのクロス所有規制緩和（FCC判断により一部適用除外） ・1996年　テレビとラジオのクロス所有規制緩和 （テレビを所有するものがラジオを最大6局まで所有可能） ・1999年　テレビとラジオのクロス所有規制緩和（現行規定）

（「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

米国のラジオ放送③－２（メディア規制に関する現行規定）

同一市場での複数所有

市場の規模に応じて、以下のとおり複数所有が可能。（FCC規則73.3555(a)）

① 45以上のラジオ局があるラジオ市場
8局までのラジオ局に対して認識可能な権益（※）を持つことができる。
（ただしAM又はFMのみで5局を超えては持てない）

② 30～44のラジオ局があるラジオ市場
7局までのラジオ局に対して認識可能な権益を持つことができる。
（ただしAM又はFMのみで4局を超えては持てない）

③ 15～29のラジオ局があるラジオ市場
6局までのラジオ局に対して認識可能な権益を持つことができる。
（ただしAM又はFMのみで4局を超えては持てない）

④ 14以下のラジオ局があるラジオ市場
市場の半分以上に対して認識可能な権益を持つことにならない限り、5局までのラジオ局に対して認識可能な権益を持つことができる。（ただしAM又はFMのみで3局を超えては持てない）

※「認識可能な権益」とは、支配の基準を指す。例えば投資会社等が放送局の20％以上の株式を所有している場合、認識可能な権益を持つ等。
詳細はFCC規則73.3555 Note 2規定されている。

全国での複数所有

規制なし。

（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

米国のラジオ放送④（規制緩和・デジタル化を受けた米ラジオ市場の変化①）

1．全体の動向（寡占化の進展）

1990年代以降、2000年ごろにかけて大手企業（ラジオ局所有会社）によるラジオ局の買収が盛んに行われ、市場統合が急速に進展。その結果地域ごとに細分化されていた従来の市場構造から、少数の大手企業（ラジオ局所有会社）が全米で多数のラジオ局を所有する集約型市場構造へシフト。

- 1996年から2001年にかけて、20局以上を所有する所有者は25局から46局に増加。
- 1996年では、上位2社の所有局数はどちらも65局以下であったが、2002年にはクリアチャンネルが1216局、所有局数2位のキュミュラス・メディアは270局所有。

2．広告収入

1996年より前から2000年にかけて増加。（←規制緩和・デジタル化よりも景気の影響が大きいと推察。）

・12,412百万ドル（1996年）→19,848百万ドル（2000年）（7436 百万ドル増加（＋59．9%））

- その後一時落ち込むものの、2006年には20，143百万ドルまで達する。（‘96年比＋62．3%）
- 以降、リーマンショック（2009年）等の影響により収益が再度急激に落ち込み、2012年は14，205百万ドル。

3．ラジオ局数とラジオ局所有者数

- ラジオ局数は1996年より前からなだらかな増加傾向。（←規制緩和・デジタル化の影響は小さいと推察。）
  ・12,140局（1996年）→15,128局 （2012年） （2988局増加（＋24．6%））
- ラジオ局所有社数は減少。
  ・5133社（1996年）→3836社（2001年） （1297社減少（－25．3%））

参考：池田正之「漂流するアメリカ所有規制」『NHK放送研究年報2005』（NHK出版 2005）
Radio Advertising Beaureou “Annual Revenue”
FCC “Review of radio Industry, 2001”
FCC statistics

（「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

米国のラジオ放送⑤（規制緩和・デジタル化を受けた米ラジオ市場の変化②）

個別事例　（クリアチャンネルの事例）

● クリアチャンネルは、所有するAM/FM局数で全米第1位（2012年12月末時点において、約150市場（うち44市場は上位50市場、同85市場は上位100市場）でAM240局、FM600局、合計で840局を所有（うち149局は上位25市場）。

● クリアチャンネルの所有するラジオ局数とラジオ放送事業部門総収入は、ラジオ所有規制が緩和された1996年から2000年ごろまで、毎年ほぼ2倍ペースで増加。2001年から2007年まではほぼ横ばいの業績が続き、2008年以降は事業再編（不採算事業者の身売り）によりラジオ局数は緩やかに減少する一方、収入と利益は増加。

（参考）クリアチャンネルの所有局数・収入

	所有局合計	うちAM局数	うちFM局数	ラジオ放送部門総収入（単位：1,000ドル）	営業利益（単位：1,000ドル）
1995年	36	16	20	283,357	71,372
1996年（規制緩和）	86	30	56	398,094	99,090
1997年	173	56	117	697,068	167,574
1998年	204	69	135	1,350,940	240,878
1999年	507	173	334	1,230,754	499,692
2000年	1,105	346	759	2,431,544	1,045,696
2001年	1,165	368	797	3,455,553	1,350,834
2002年	1,184	372	812	3,717,243	1,591,104
2003年	1,182	366	816	3,698,020	1,409,236
2004年	1,189	367	822	3,754,381	1,431,881
2005年	1,182	360	822	3,502,508	1,197,361
2006年	1,176	356	820	3,697,190	1,280,215
2007年	1,005	304	701	3,558,534	1,278,019
2008年	894	264	630	3,293,874	979,121
2009年	894	260	634	2,736,404	639,854
2010年	892	260	632	2,898,087	840,106
2011年	866	249	617	2,986,828	888,358
2012年	840	240	600	3,084,780	942,705

所有局合計：1995–2002年 増加、2002–2007年 横ばい、2007–2012年 減少
ラジオ放送部門総収入：1995–2002年 増加、2002–2007年 横ばい、2009–2012年 増加
営業利益：1995–2002年 増加、2002–2007年 横ばい、2009–2012年 増加

注：クリアチャンネル年次報告書より。総収入及び営業利益は、1995-2010年についてはラジオ放送事業部門業績、2011-2012年についてはCCME部門業績から抜粋。

（「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

米国のラジオ放送⑥（米ラジオ市場の寡占化による弊害）

■ ラジオの全国での所有規制撤廃により、大手メディア企業は多くのラジオ局を傘下に入れ拡大
■ 一方、寡占化による弊害、支配力の濫用も見られた。

個別事例 （クリアチャンネルの事例）

● 提供される番組の全国画一化、番組内容の質の低下

・ 資源効率化と広告収入増加のため、ローカルに密着した番組を減らし、他の地域で使い回すことができるような、画一的な内容の番組を増加。
・ より多くの広告料を得るため、CM時間を増加
・ コスト削減のため、深夜や未明の時間帯には安価な録音番組を放送
・ リスナー獲得のため、番組の過激化・低俗化（FCCは2004年3月、4月、6月に罰金）

● 支配力の濫用

・ アーティストやレコード会社に支払うライセンス料を節約するため、自己に有利な契約を締結

※ その他、ブッシュ大統領をイラク戦争について批判したシンガーグループの音楽配信をキュミュラス・メディアが所有ラジオ局46局において30日間停止したという事例もあった。

（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

英国のラジオ放送①（英国ラジオ放送の特色）

- 1922年　イギリス放送会社(BBC)設立　本放送開始
  → 1927年　国王の特許状に基づくBBCを設立
- BBCが放送サービスを牽引

現在：全国放送　Radio1～4、Five Live
地域放送（スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに 各2局）
ローカルラジオ
→ 1971年　ラジオの受信許可料の廃止

- 1972年　ラジオ放送法成立
  → 1973年　初の商業ローカルラジオ局(LBC)が開局
- 1992年　全国ネットワークの商業ラジオClassicFM開局
- 1999年　デジタルラジオ（DAB）　放送開始
  全国放送は、Digital ONE

（「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

英国のラジオ放送②（英国ラジオ市場の現状）

1. 局数（2011年）
   合計460局
   ① アナログAM局　55局
   ② アナログFM局　229局
   ③ デジタルDAB局　176局

2. 広告収入
   4.56億ポンド

3. 主な事業者（グループ）
   上位2社（Global Radio、Bauer Radio）が大きなシェアを占めている。

（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

英国のラジオ放送③（英国メディア所有規制に係る緩和・撤廃等の経緯）

1996年放送法による規制緩和

2003年通信法による規制緩和

2011年改正によりラジオの所有規制を原則撤廃

種別		1990－1996年		1996年－2003年		2003年－2011年		2011年－	
地方	アナログ	20局まで（95年から35局まで）	潜在聴取者シェアの制限（15％上限）	同一地域：3局まで 異なる地域：制限なし	潜在聴取者シェアの制限（15％上限）	潜在聴取者シェアの制限（シェア55％上限）	国務大臣による介入（※2）	制限なし	国務大臣による介入
地方	デジタル（注1）			数の制限なし		潜在聴取者シェアの制限（シェア55％上限）		制限なし	
全国	アナログ	1まで		1まで		制限なし		制限なし	
全国	デジタル（注1）			1まで		制限なし		制限なし	
クロスメディア		ラジオも対象		ラジオも対象		ラジオも対象		ラジオは対象外	

2003年改正は、私企業に、より広範な投資機会を与え、規模の経済を実現させる」（DCMS）経済効率性向上を目指した制度改正

（※1）マルチプレックスを除く
（※2）国務大臣による介入が認められる場合：安全保障上の問題が懸念される場合や、メディアの多様性が損なわれる恐れがある場合

（「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

英国のラジオ放送④（所有規制の緩和を受けた英国ラジオ業界の再編）

○2004年以降の主な商業ラジオ事業者の合併・買収

出典：Ofcom Communications Market Report

（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

英国のラジオ放送⑤（グループ系列化による寡占化の進展）

- 2004年以降の系列化の結果、リスナーシェアは2大グループ（Global、Bauer）で半数以上、上位4社により8割を占めている。
- 更に、2012年にGlobal RadioによるGuardian Mediaの買収が完了したため、リスナーシェアの寡占化は更に進んでいると考えられる。

2004年と2012年における事業者グループ別リスナーシェアの比較

出典：Ofcom Communications Market Report

（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

英国のラジオ放送⑥（商業ラジオの市場規模の推移）

出典：Ofcom Communications Market Report

（「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

英国のラジオ放送⑦（規制緩和後に起きたラジオ局の閉鎖・売却）

- 2004年からの商業ラジオ収入の減少の影響で、利益の出ないローカルラジオ局の閉鎖や売却が相次いだ。
- 下記事例のとおり、2大グループ以外の小規模ラジオグループ局の事例が多い。

出典：John Myers "An Independent Review of the Rules Governing Local Content on Commercial Radio"

- 閉鎖事例（6局。1973年から2006年までの閉鎖事例は3局のみ。）

局名	オーナー	閉鎖日時
Star FM	UKRD	2006年9月29日
River FM	Kingdom Radio Group	2007年1月29日
Fen Radio	UKRD	2008年7月31日
Gold	Global Radio	2008年8月31日
Talk 107	UTV	2009年12月23日
Abbey FM	CN/TLRC/Radio Business	2009年1月30日

- 売却事例

局名	売り手	売却時期
Fresh radio	Local shareholders	2007年3月
The Saint	Southampton Football Club	2007年8月
Oak FM	CN Radio Ltd	2007年10月
Xfm	GCap Media	2008年5月
Wave 102	UTV	2008年5月
Pennine FM	TLRC	2009年6月
Vale FM	TLRC	2009年6月
Ivel FM	TLRC	2009年6月
Brunel FM	TLRC	2009年6月
Bath FM	TLRC	2009年6月
3TR	TLRC	2009年6月
Dune FM	TLRC	2009年6月
Original 106.5	CanWest Mediaworks	2008年7月
Original 106(Aberdeen)	CanWest Mediaworks	2008年7月
L 107	Perth FM	2008年8月
Central FM	TLRC	2008年8月
Original 106(Solent)	CanWest Mediaworks	2008年8月
The Revolution	UKRD	2008年9月
Dream 107.7	Tindle Radio	2008年9月
Star Radio(Cheltenham)	UKRD	2008年9月
Dream 107.2	Tindle Radio	2008年11月
Imagine FM	UTV	2009年1月
Star Radio(Bristol)	UKRD	2009年2月

（「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」音構成員発表資料より作成）

メーカの観点からのＡＭラジオ放送設備のインフラ輸出

インフラとしての輸出

- 1934年に初めて輸出。以降、41か国・地域へ多数の輸出実績
- 為替変動により再び国際競争力回復の可能性が期待できる
- AMラジオ放送機は海外で30年近く使用されることもあり、相手国との長期的な関係を築き息長く輸出できる技術として、今後も継承していくことは大変重要。国内のAMラジオ放送局へ長期安定供給、海外輸出継続のための技術継承が重要。

500kW AMラジオ送信機（一部）（1975年頃）

300kW AMラジオ送信機（現在）

（「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」日本電気発表資料より作成）